

美里町定住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、美里町（以下「町」という。）への定住人口の増加を図るため、町に定住するために住宅を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、水洗便所、収納設備、浴室及び居室を備えているものであり、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他法令の規定に違反しないものをいう。
- (2) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある住宅（土地を含む。）をいう。
- (3) 取得 自己の居住の用に供するため、町内において住宅を新築し、既存住宅を増築し、既存住宅の建替え、又は中古住宅等を購入することをいう。
- (4) 定住 永く居住する意思をもって町の住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (5) 転入 他の市区町村から異動し、町の住民基本台帳に記載されることをいう。
- (6) 転居 町の住民基本台帳に記載されている者が町内に住宅を取得し、新たな住所地に定住することをいう。
- (7) 元気チケット 美里町商工会が発行する元気チケットをいう。

(奨励金の種類、交付要件、額等)

第3条 奨励金の種類、交付要件、額等は、別表第1のとおりとする。この場合において、交付する奨励金のうち、当該奨励金の5分の1に相当する額は、元気チケットを交付するものとする。

(奨励金対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「奨励金対象者」という。）は、町内に住宅を取得し、平成28年4月1日以後に町に定住した者又は既存住宅を建替えた者（当該住宅の取得に係る登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、その対象者のうち1名）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。この場合において、新築、増築又は建替えの場合は、平成26年4月1日以後に建築確認申請を行ったものに限るものとする。

- (1) 奨励金の交付申請時において、奨励金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）又は配偶者の年齢が満40歳以下であること。
- (2) 取得した住宅に、奨励金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある者

- (3) 居住地の行政区に加入し、積極的に地域コミュニティ等に参加する者
- (4) 世帯員全員に町税等の滞納がないこと。
- (5) 過去に奨励金の交付を受けていないこと。

(暴力団員等の排除)

第5条 町長は、次に掲げるものには奨励金を交付しない。

- (1) 美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第3条第2項に規定する暴力団関係者が世帯員にいる者

(交付申請)

第6条 申請者は、美里町定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添えて、転入又は転居した日から6月以内に町長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により転入した日から6月以内に提出できない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、美里町定住促進奨励金交付決定通知書（様式第3号）及び美里町定住促進奨励金元気チケット引換券（様式第4号）又は美里町定住促進奨励金却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 前条の規定による奨励金の交付決定を受けた者は、美里町定住促進奨励金交付請求書（様式第6号）により町長へ奨励金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

3 前条の規定による美里町定住促進奨励金元気チケット引換券の交付を受けた申請者は、美里町商工会にて元気チケットと引き換えるものとする。

(奨励金の返還等)

第9条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正行為により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な事由がなく、奨励金の交付を受けた日から5年以内に世帯員全員が転出し、又は当該住宅を売却若しくは貸与したとき。
- (3) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

2 前項第1号の規定により奨励金の返還を命じる金額は、奨励金の全額とする。

3 第1項第2号及び第3号の規定により奨励金の返還を命じる金額は、住宅取得後の年数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 1年以内のときは、奨励金の全額
- (2) 1年を超え2年以内のときは、奨励金の10分の8の額

(3) 2年を超え3年以内のときは、奨励金の10分の6の額

(4) 3年を超え4年以内のときは、奨励金の10分の4の額

(5) 4年を超え5年以内のときは、奨励金の10分の2の額

4 第1項の規定により返還の請求を受けた交付決定者は、当該請求額を町長が定める期限までに返還しなければならない。この場合において、当該交付決定者は、当該請求額を現金で返還するものとする。

(状況調査等)

第10条 町長は、必要と認めたときは、申請者又は交付決定者の町税及び料金の納付状況、当該住宅の利用状況、第4条、第5条の規定に該当するか確認するために必要な事項について、調査することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに交付決定のあった者に対する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

奨励金の種類	交付要件	金額
住宅取得奨励金	平成28年4月1日以後に町に転入、転居又は既存住宅を建替えた者で、次の各号のいずれかの価格以上で住宅の取得をした者 ※新築、増築又は建替えの場合、平成26年4月1日以後に建築確認申請を行ったもの (1) 新築及び建替え 500万円（税込） (2) 土地購入を含めた住宅の新築又は購入 1,000万円（税込） (3) 中古住宅 250万円（税込） ただし、取得後の改修費用は含まない。 (4) 増築 200万円（税込）	20万円
加算措置	子育て世帯加算 1 奨励金の交付申請日において、本人又は配偶者が妊娠中であり、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条に規定する母子健康手帳の交付を受けている世帯 2 奨励金の交付申請日において、取得した住宅に居住する満15歳以下の者（満15歳に達する日以後において、最初の3月31日までの間にある者を含む。）を養育する世帯	10万円
	土地購入加算	住宅の取得のため、新たに土地を購入した者

備考

- この表における子育て世帯加算措置の対象者は、初めて町の住民基本台帳に記載される者、又は取得した住宅の住所に転入した日から遡り連続して3年以上他の市区町村の住民基本台帳に記載されていた者とする。
- この表における奨励金の対象者のうち、平成28年4月1日時点で既に町の住民基本台帳に記載されている者又は過去町の住民基本台帳に記載されていたことがあり、3年未満の間に町に再転入した者は、次表により算出して得た額を奨励金として交付する。

算出要件奨励金	算出基準
(1) 住宅取得奨励金	別表第1に定める額×0.5
(2) 土地購入加算措置	別表第1に定める額×0.5

別表第2（第6条関係）

奨励金の種類	交付申請時の添付書類
共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 誓約書（様式第2号） 2 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの） 3 世帯全員の戸籍の附票（外国人にあっては必要なし） 4 位置図及び各階平面図の写し 5 建物の登記事項証明書（写し可） 6 市町村税の完納証明書（世帯全員） 7 母子健康手帳の写し（妊娠中の世帯に限る） 8 その他町長が必要と認める書類
新築住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 土地の売買契約書（土地を購入した場合）の写し 3 土地の登記事項証明書（写し可）
増築	工事請負契約書の写し
中古住宅	売買契約書の写し